

臨床実務教育の現状と課題

登記実習報告

大池 雅実
(司法書士)

神奈川法科大学院（以下、当大学院と記す）においては、「登記実習」なる講座がある。「登記実習」は、当大学院における小職の一日の集中講義と、その後の神奈川県内の司法書士事務所における三日間のエクスターンシップ（以下、配属研修と記す）とで構成される講座である。他の法科大学院には無い講座であり、当大学院と小職が所属する神奈川県司法書士会との提携・連携で成り立つ講座で、全国的にも稀有であると思われる。

小職は既に2007年から四年間担当しており、四年間の受講生は50人を越える。以下、四年間「登記実習」に携わった感想を記す。

上記集中講義においては、民法・会社法等実体法が登記の世界にどのように反映・投影されているかに力点を置いて説明している。受講生は登記簿に反映・投影された事項を見ることで日頃とは違った視点で実体法を見ることが出来、実体法の理解が深めることが出来る。例えば、根抵当権の全部譲渡、分割譲渡、一部譲渡（民法398条の12、同条の13）は条文を見ても理解に困難を伴うが、登記簿に記載された上記譲渡なら容易に理解できる。小職の雑駁な講義をも一意専心の意気込みで受講する学生に、たじろぐこともある。受講生の鋭い質問に、己の非才浅学を恥じることもある。

四年間教壇に立ち毎年不思議に思うのは、受講生が条文の要件抽出にあまり関心を抱いていないことである。小職は時には法務局と激論を

交わすこともあるが、登記実務においては申請した案件が実体法・手続法の要件を具備していれば、当該登記申請は却下処分（不登法25条、商登法24条）を受けることはないため、日常業務においては申請案件の実体法・手続法上の要件を抽出して、その要件への当てはめに留意している。その意味で登記実務は、要件の抽出と当てはめ作業が全てであるともいえる。勿論、法科大学院での教育は、登記実務とは異なることは承知しているが、受講生が法曹実務へ参画を目指すなら、条文の要件抽出にもう少し関心を抱いて欲しい。

ここ三年間、講義の最後に学生へのアンケートを実施している（回答は匿名でも可）。その質問事項は、①小職の講義は判り易いか？ ②講義のレベルは？ ③講義で印象的な内容は？ ④講義の改善点は？ ⑤講義を10点満点で評価すると何点か？ などである。因みに小職の名前は大池であるが、神奈川県司法書士会で「一言オオイケ」と言われていることを披瀝したところ、上記④の講義改善点の項目において、「一言オオイケを注意すべき」との痛烈な指摘があった。左記指摘には若干考えさせられるところはあるが、小職から「一言オオイケ」を除去すると「角を矯めて牛を殺す」ともいえるため、思案中である。また、上記⑤の評価であるが、今年の平均点は9.61との高得点であった。仮定の話であるが当大学院の教員全員に対して同様のアンケートを実施した場合、この得点なら上位八人以内に入り、入賞圏内にある可能

性もある。勿論、受講生の評価に一喜一憂するのは如何であるかとも思え、偶然の高得点に欣喜雀躍するのは小さかしいとも思える。しかし、専任教員ではない小職がかかる高得点を獲得できる背景には、別の問題点を内包しているのではないかとの危惧も拭いきれない。非才浅学な小職の杞憂であって欲しい。

上記配属研修においては、受講生は県内の各司法書士事務所に配属され、現実の登記実務がどのように運用されているかを垣間見る千載一隅の機会が与えられる。受講生は、各事務所での登記簿謄本の取得、申請書の作成準備及び申請書の組立て、並びに、法務局での調査、登記申請及び申請書類の回収等の実際の司法書士業務を通じて、登記実務の流れを知ることができる。特に、立会（決済）の場に参与する機会を与えられた受講生は、実際の不動産売買がどのように進行なわれているかを知ることができ幸運である。登記手続は、手続法の一部にすぎないが、この手続法を通じて、民法・会社法等の実体法が、どのように具体化されているかを知ることができ、その後の勉強では、今までと違った視点で実体法を見ることができる。

また、実際に司法書士事務所に在席することで、司法書士の業務への取り組み姿勢、職業倫理などいわば教科書に書かれてない貴重な情報に接することもできる。

小職の上記思惑を伝えるため、配属研修受入の司法書士に依頼書を送付しているので、その依頼書の抜粋を紹介する。

「① 受講生に条文（民法・会社法等）を携帯させ、実体法が登記の世界にどのように反映、投影されているかを考えさせて下さい（考えるのは受講生であって必ずしも貴職が教える必要はありません。大切なのは受講生が条文を手掛りに考えることです。）」

（例えば、～以下省略）

② 条文には直接記載されなくても、取引きの安全と円滑を維持する（不登法1条、商登法1条）うえで不可欠な作業、仕組みに触れる機会を与えて下さい。

（例えば、～以下省略）

③ 総して言うならば、配属研修の時に貴事務所で取扱っている案件を受講生に触れさせ、司法書士業務がどのように遂行されているかを見る機会を与えて下されば、充分です。配属研修は予備校の延長ではありませんので、受講生に手とり足とり教えて頂く必要性はありません。実務においては知識、技術、ノウハウは教えてもらうものではなく盗みだす位の気概がないと修得できないことを受講生に知らせて頂ければ何よりです。

④（可能なら）研修期間中に、一度は受講生と食事をしながら（ビール等を飲みながら）、貴職の司法書士としての失敗談、経験談、司法書士としてのモラル等書籍に記載されてない話し、司法書士であるがゆえに知りうる話しを受講生に語って頂く場を設けて下されば望外の幸せに存じます。」

配属研修でビールを飲むことのみを注視して「登記実習」を受講されても困るが、日頃の勉学とは違った視点で実体法を見るなどを希望する学生及び旺盛な好奇心を持つ学生を歓待する。「登記実習」は、僅か四日間の講座であるが、受講した学生の勉学への意欲は、確実に高められる。

毎年講座終了後に拌受する受講生からのお礼状は、一服の清涼剤となる。「一言オオイケ」と揶揄・叱責されても、「登記実習」を担当したことにして至福の喜びを感じる。